

す。
○柴谷要君 いままで再評価積み立て金を資本に組み入れることを強制してきたんですね。そのために企業側の影響は一体どうなっているのですか。これがわかったらひとつ説明願いたい。

○政府委員(加治木俊道君) 再評価会社が強制されたわけですが、これは政策自身が資本の組み入れを促進するというところでやってまいりましたので、電力、私鉄のように料金認可業種というのは特殊な問題がありますけれども、一般的には適正な配当率を維持しながら、会社の資本金が再評価積み立て金からの繰り入れによって強化されてまいった、こういうことではないかと、これは政策のねらいとしてそのものでございます。

○柴谷要君 どうも再評価積み立て金と資本準備金との関係がよくわからないのですが、これをひとつ明確にわかるように説明してくれませんか。
○政府委員(加治木俊道君) こまかい点を申し上げますと、あれですが、基本的に違っております。点は、先ほど申し上げましたように、いわば商法の特例でございますが、再評価積み立て金の場合には抱き合わせ増資が可能である。資本準備金の場合には、資本準備金をやはり株式一単位、かりに五十円とすれば、五十円というものを一単位にして増資を行なわなければならないし、現金払い込みの増資は現金払い込みの増資として別個に行なわなければならない。再評価積み立て金の場合には、額面五十円のうちたとえ二十円を再評価積み立て金から繰り入れてまかなって、残りの三十円を現金で取り、合わせて一本という措置が可能なのが一番基本的に違っています。再評価積み立て金に見ますと、再評価積み立て金は再評価法に基づいて特別の積み立て金でございますが、資本準備金は、たとえば五十円の株式が百円してもそれを時価で発行いたしますので、そのプレミアム分は会社に入ります。これが通常の場合の資本準備金の発生形態でございます。その他、たとえば減資差益、合併差益、こういった場合も資本準備金ということにいたしてあります。欠損の補てんとか資本の組み入れ以外に使えない点は非常によく似ております。ただ、決議の方法が再評価積み立て金と資本準備金と違ってあります。資本準備金の場合には普通の決議によって欠損の補てんに使われますが、再評価積み立て金を充てる場合には特別決議でなければならぬということにいたしてあります。この辺が違っております。あと、登録税等が、再評価積み立て金から資本に繰り入れた場合、資本の金額が変更になります。その登録税について登録税が軽減されております。再評価積み立て金の場合には、こまかくいえばそういう点であります。

○柴谷要君 電力とか倉庫、陸運等の業種が特に資本組み入れ割合が低いという今日の事情ですね、これは一体どういうわけなんですか、それについて。
○政府委員(加治木俊道君) 現実にはどのくらい発生して、現在どういうふうに残っておりますか、どれだけ組み入れてという対資本残存割合、対再評価積み立て金総額に対する割合等は、後ほど資料で御説明申し上げますが、ああいう非常に固定資産の多いところでございますので、再評価資産が非常に多かった。したがって、再評価積み立て金の発生額が、当時の資本金に対する割合から見ても非常に大きい。たとえば電力の場合には、当時三百億をちょっとこえる程度の資本金でございますが、再評価積み立て金の発生総額がたしか四千億をこえるような状況でございますから、十数倍の再評価積み立て金が発生いたしております。したがって、配当負担は十倍以上にはね上がらざるを得ないということになります。そうしますと、現実の収益という面が、それに十分見合うだけの収益を、もっぱら経営の方針、たとえば問題は、もちろんコストの切り下げその他は努力でできることでございますが、料金がかってにきめられない、こういう点がありますので、どうしても予想される収益に及ぶ程度、その負担にたえられない程度

の資本組み入れしきれないという、こういう事情が商業種にはあるわけでございます。この制限を、どこまで強制ということをやらなくちゃならないかという踏み切りの問題でございます。大部分の会社については、先ほど申し上げましたように、大体所期の目的を達して、一社当たりでいえばきわめてわずかの再評価積み立て金の残額になっていて、これが、一点と、それから、これは本来経営者、経営主体の問題でもあるわけでございます。企業の実質資本というものをいかに維持するかは、経営者自身が考えなければならぬ企業自身の問題であるわけでございます。ただ戦後のああいうインフレ時期に一斉に発生した、こういう事態に対して、国としても、個々の企業というものの実質資本が維持されるかどうかは国の政策としても関心を持たざるを得なかったような状況においては、国の政策としてある程度の強制措置が必要でございます。こままでするれば、特殊の事業だけでございまして、商法の一般原則、企業努力にゆだねても差しつかえないじゃないか。それから、いま言ったように、電力、私鉄は特殊な事情もあり、それだけに特別な監督もございまして、その商法一般原則及び特別監督関係についてしるべき措置をとってもらう、こういうことを期待してしるべきではないか、こういう理由で、若干問題は残ったわけでございますけれども、そういうふうないたしましたのでございます。

○柴谷要君 再評価積み立て金の資本組み入れ状況ですね、これをひとつ説明願いたいと思えます。
○政府委員(加治木俊道君) 一応、強制されている強制再評価会社と、強制されていないのがございますが、強制再評価会社だけで申し上げますと、いろいろな業種——業種別に申し上げますが、電力につきましては、発生総額は四千三百五十二億円発生いたしております。そのうち資本に組み入れられたのは九百三十三億円、その他の欠損の補てん等によって取りくずした金額があり

ますので、資本組み入れ取りくずし金額との合計をいたしますと、再評価積み立て金の取りくずし額が一千六百三十三億円、残っておりますのが三千八百九十九億円でございまして、これの対資本金割合というのは、当時は資本金が三百何十億でございまして、現在は資本金が四千八百七十五億円になっておりますので、対資本金の割合は六五・四％、それから資本に組み入れた割合は二二・六％、こういうふうになっております。

それから、陸運でございますが、陸運は再評価積み立て金の発生総額は、電力と比べてだいぶ小さいのですが、六百十四億円、そのうち資本組み入れその他によって取りくずした金額は百七十一億円で、現在なお四百四十三億円残っております。現在千四百十三億円になっておりますので、この再評価積み立て金の対資本金割合は三一・四％、電力に比べると半分程度の割合になっております。組み入れ割合は二一・三％、この辺が一番組み入れ割合が低い、ある意味では残存割合が高い、新資本金に対してもまだ相当高いという状況でございますが、あとは各業種別で言いますと、たとえば水産業は、残っている割合だけ申し上げますと、対資本金残存割合は五・五％、それから鉱業——鉱業がよくないんです。これが四〇・九％、建設業は一・七％、食糧は四・五％、それから化学は九・七％、石油は二・八％、ゴムは七・四％、鉄は六・二％、まあ大体あと特に高いところは、輸送機器が——これも高くありません。あと大体一〇％以下でございます。全体でいいますと、残存割合は一八・一％、それから強制再評価会社の再評価積み立て金発生総額は九千九百四十億円、会社数が七百七十六社でございますが、資本金が三兆円をこえておりますので、対資本残存割合は全体としては一八・一％、こういうことになっております。

○柴谷要君 いまパーセンテージを聞いてみると、非常に低いんですね。残っているのが非常に低い。それで、強制のような形でもって資本に組

み入れることを指導してきたのかかわらず、そういう低い成績というのはどういふわけなんですか。それは指導が悪かったということなんですか。

○政府委員(加治木俊道君) ちよつと説明がまずかったかと思いますが、すべて組み入れてしまつて、残った割合、残ったもののいまの資本金に対する割合ですから、低いほど成績がいいということになります。あれは一〇〇以下になりますと、強制しないのでございます。したがって、いまは業種として一本でいってありますので、業種の個々の会社には一〇〇をこえておるものもありませんが、全体として一〇〇にいかない。個々の会社が一〇〇以下になりますと、もう強制をしないことになっております。したがって、もう大部分の会社はほとんど強制の対象にならないような会社になっております。

○柴谷要君 では、だいたい実績をあげたということなんだが、それならば五年間の猶予期間を設けるということばちよつと長過ぎるような気がするのだが、どういふことですか。

○政府委員(加治木俊道君) いま申し上げましたように、業種としてみますと、大体一〇〇以下にみんな、電力、私鉄を除きましてはなつておる。だが、個々の会社をみますと、一〇〇以上のところもあり、それはやっぱり業種全体としてそこまで来ておるのに、なおそれだけ残つておるといふのは、若干経理状況が苦しいところでございます。そのほかは、いま申し上げましたように、電力、私鉄は残つておりますが、資本の組み入れはできるだけ可能な限りは促進したい、促進するにについては、再評価積み立て金のままで五年間の猶予期間を認められますので、五年間の間だけは抱き合わせ増資で払い込みの取りやすい措置が可能である。それから、片や株主のほうからいいますと、たとえば五十円の株を、現金としては三十円払い込んで五十円の株がもらえることになりま

か、株主も一種のプレミアム期待権みたいなものがございいます。そういう意味で、あるいは株式

市場に及ぼす影響等を考えますと、電力、私鉄、及び特殊な会社についても、なおそういつた会社側にとつても便宜措置を残しておいてもらいたいという要望がございいます。それから株主側の期待というところもございいますので、やはり五年程度は猶予期間を置いたほうが適當ではないか。五年がいか四年がいいかという問題がございいますが、一応五年というところで、これは再評価審議会にもかけまして、一応その程度ならば適當だろうといふことで結論が出ましたので、そのままわれわれのほうも原案を五年といたしたわけでござい

ます。

○柴谷要君 これで終わりますけれども、大臣はいつ入るんですか。十一時といつても、五分や十分早く来たつていい。

最後の二問になります。実績は非常にあがつてきているということで、けつこうなことだと思ふのですが、それならば、資産再評価法の一部改正と、法律を変えなくてもいいと思ふ。何か自分が局長になると、ひとつ法律改正でもやらぬと実績があがったような気がしないといつたようなこととで、無理に出してくるような気配はないのかどうか、そう無理にしないでいいんじゃないか、こう思ふんだが、その点はどうなんですか。

○政府委員(加治木俊道君) 実はこれは三十九年の法律で、最終処理については別途法律をもって措置するということになっておるのでござい

ます。どうしても法律をわれわれ出さなくてはならないわけでございいます。ほんとうはそのとき最終処理してもいいがという時期でもあつたんですけれども、まだちよつと早いということ、大体最終処理を予想した当時の法律措置——別途法律で定めるという措置は大体最終処理を予想しておつたと思ふのでござい

ますが、まあ三年たつた結果によつてきめようということになりまして、で、まあ先ほど申し上げましたような状況になりましたので、一応予定どおり、この際五年という猶予期間を置きますけれども、最終処理をして商法の原則に返さう、こういうことになつたのでござ

い

○柴谷要君 これで最後の最後になつたんです。いまの局長の答弁でわが党の態度がきまつたわけですね。非常に実績はよくあげたし、これは変えなければならぬ法律だ、こういうことになつたんで、態度はきまつりましたが、しかし、慎重審議をしたことは事実ですね。何人も認めると思ふ。最終的なあれで、野党側に質問があつたらひとつ続けてやっていただきたいと思ふ。なければ、与党側に少しやらしたいと思ふが、よろしゅうござ

いますか。では、与党のほうでひとつ。

○藤田正明君 ノルウエーの二重課税の問題について質問したいと思ひます。

経済交流をあらわす指標によると、わが国とノルウエーの関係はあまり密接ではない。しかるに二重課税の問題をやつたわけでありまして、今後のノルウエーとの経済交流についてはいかなる見通しを持っておられるか、また北欧のスウェーデン、フィンランド等についてどのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(結城義人君) 三重課税の排除のための租税条約を各国と結ぶにあたりましては、まず第一に、その国とわが国とが経済交流が密接である国から優先的に行なうべきことはもちろんでござ

います。もう一つには、国際信義と申しますか、外交関係の円滑化をはかるという観点から、北欧三國、スウェーデン、ノルウエー、デンマーク等は特に諸外国と租税条約を結ぶことに熱心な国でございまして、日本にとつては必ずしも経済交流の観点からは、最優先するといふような国ではござい

ませんが、熱心に申し込んできておられます。また、北欧三國は世界各国とも非常に租税条約を結んでおられて、日本とも結びたいといふことを非常に熱心に希望しておられます。したが

りまして、租税条約を結ぶことによつてマイナスがあれば別でござい

第二には、ノルウエーと日本がどの程度の現在経済交流関係があるかということもござい

ます。まず第一に貿易関係でござい

ますが、まず第一に貿易関係でござい

ますが、まず第一に貿易関係でござい

ますが、まず第一に貿易関係でござい

それでは、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三分散会

い、それができたあとでは日本と優先的にやりたいということでございます。大体の見通しといったしましては、本年中には日本との間に租税交渉が持たれる予定でございます。

○委員長(竹中恒夫君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより両案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。まず、資産再評価法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

昭和四十二年六月二十一日印刷

昭和四十二年六月二十二日発行

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

第十号中正誤

- 一 段 行 誤 終わりから
- 一 三 三期 原則
- 二 〇 三 三 かえて 返して

第十一号中正誤

- 一 段 行 誤 終わりから
- 二 三 三 小なく 少なく
- 三 三 一 八 文部知 文部省
- 四 〇 八 その他 その点

第十二号中正誤

- 一 段 行 誤 終わりから
- 二 三 三 四 平年度 平年度
- 三 二 九 以上 以下
- 二 三 二 パナナ リンゴ
- 三 一 三 原案どおり 原案どおり
- 三 二 七 否認をする、 否認をする